

交通安全

3 中学校・高等学校における交通安全に関する指導の内容例

| | ねらい | 項目 | 内容 ※中（中学校）高（高等学校） |
|----------------------------|--|--|---|
| 安全な道路利用の基本と交通への参加 | 道路交通環境および交通ルールに基づく道路利用のきまり事について理解し、安全な歩行ができるようになる。 | 道路の構造・施設・通行区分 | 中・高：交差点の構造と車両の動き ・信号機（歩動離式信号など）の種類とその役割 ・様々な道路施設とその役割 |
| | | 交通法規 | 中・高：信号の意味と遵守 ・標識・標示の種類とその意味と遵守 |
| | | 通学路の安全 | 中：通学方法、道路条件、交通環境の変化に応じた安全な通学の仕方（犯罪防止を含む） ・通学路・スクールゾーン・ゾーン30の設置の意味 |
| | | | 高：通学方法、道路条件、交通環境の変化に応じた安全な通学の仕方（犯罪防止を含む） ・ゾーン30の設置の意味 |
| | | 交差点での歩行や道路の横断 | 中・高：信号の変化と横断者と車両の動きとの関係、運転者との非言語コミュニケーション |
| | | 道路状況の変化と安全 | 中・高：時間帯（薄暮や夜間など）と安全な歩行の仕方（明るい服装、反射材など） |
| | | 踏切など鉄道に対する安全 | 中・高：非常ボタンの取扱い方 ・架線接触・軌道立ち入りや妨害の危険 |
| | 自転車の安全な利用・点検や整備について理解を深め、交通ルール・約束等を守って安全な乗車ができるようになる。 | 道路の構造と施設・通行区分 | 中・高：自転車が通行する場所（自転車専用道路、車道、自転車通行可の歩道、路側帯、左側）と走行位置（自転車通行可の歩道は車道寄り） |
| | | 交通法規 | 中・高：自転車に関わる交通ルール ・自転車に関わる標識・標示の種類とその意味 |
| | | 交差点の通行や道路の横断 | 中・高：安全な横断（信号遵守、一時停止、徐行、降りて渡る） ・信号の変化と横断自転車と車両の動きとの関係 |
| | | 気象や道路状況の変化と安全 | 中・高：様々な気象・道路状況（雨、雪、凍結、強風など）と安全な自転車乗車 ・時間帯（薄暮や夜間など）と安全な自転車乗車（明るい服装、反射材、ライト点灯など） |
| | | 自転車の安全な利用とヘルメットの着用 | 中・高：ヘルメットの着用とその効果 ・ちばサイクルルール ・自転車の性能と安全な乗り方 |
| | | 自転車の点検・整備 | 中：体に合った自転車 ・定期的・乗車前の点検箇所・点検内容・点検の仕方 |
| | | | 高：定期的・乗車前の点検箇所・点検内容・点検の仕方 |
| 適切な駐輪の仕方 | 中・高：違法駐輪・迷惑駐輪の現状と問題 ・秩序ある駐車と施錠、防犯登録等の必要性和放置、盗難等の防止 ・点字ブロック上には駐輪しない | | |
| 公共交通機関を安全にかつ適切に利用できるようになる。 | 電車・バスの利用 | 中・高：交通機関利用時のマナー（迷惑行為、危険行為） ・駅ホームでの安全（転落、他の乗客との接触など） | |
| 道路交通環境への適応 | 様々な道路環境や時々刻々と変化する交通環境において、適切な危険予測と危険回避ができるようになる（自転車乗車時を含む）。 | 交差点での通行や道路の横断 | 中・高：安全確認の重要性、止まる・見る・確かめるとその具体化 ・信号の変化と状況の変化と適切な判断 |
| | | 道路の死角と安全確認 | 中・高：様々な遮蔽物と見通しの悪い交差点 ・死角からの車両の出現予測と一時停止、左右確認 |
| | | 車両の動きと安全確認 | 中・高：交差点での右左折車両に対する安全確認、自転車乗車時の後方確認、運転者の視点を考慮した危険予測 |

| | | | | | |
|------------------|--|------------------------|---|----------------------|---|
| 道路交通環境への適応 | | 危険箇所と交通事故 | 中：地域の危険箇所やヒヤリハット経験とその共有 ・道路事情（交通量、車両の速度、歩車分離の状態など）による危険と安全な通行 ・交通安全マップづくりと発信 ・主な事故発生状況（交差点横断時の事故、出合頭事故など） ・時間帯・気象条件と交通事故の現状 | | |
| | | | 高：地域の危険箇所やヒヤリハット経験とその共有 ・道路事情（交通量、車両の速度、歩車分離の状態など）による危険と安全な通行 ・交通安全マップづくりと発信 ・主な事故発生状況（交差点横断時の事故、出合頭事故など） ・時間帯・気象条件と交通事故の現状、車両の種類と交通事故の特徴 | | |
| | | 心理と行動（集団での行動を含む） | 中：交通ルールの遵守と心の葛藤 ・安全確認を忘れるときの心理 ・集団で通行または横断するときの危険 | | |
| | | | 高：交通ルールの遵守と心の葛藤 ・安全確認を忘れるときの心理 ・集団で通行または横断するときの危険 ・急ぎ・焦りの心と感情コントロール | | |
| | | 雨天や夜間の危険 | 中・高：夕方や夜間の運転者からの見え方（視認距離、眩惑現象、蒸発現象など）と安全な行動の仕方 ・雨天・積雪時や夜間での車両の動きや特性（制動距離など） | | |
| | | 原付・二輪車・自動車の特性・種類・構造・機能 | 中：四輪車の死角と内輪差・振り出し（特に大型車） ・車両の速度と停止距離及び前照灯の照射距離 ・様々な安全器具・装置（ヘルメット、シートベルト、エアバック）の被害軽減効果と正しい着用 | | |
| | | | 高：四輪車の死角と内輪差（特に大型車） ・車両の速度と停止距離及び前照灯の照射距離 ・様々な安全器具・装置（ヘルメット、シートベルト、エアバック）の被害軽減効果と正しい着用、車両の特性と運転適性 | | |
| | | 地域の安全への貢献と責任 | 交通社会の一員として、地域の安全に貢献するとともに、責任ある行動がとれるようになる | 幼児・高齢者・障害のある人々の保護と共生 | 中・高：幼児・高齢者・障害のある人々の行動の特徴と安全確保やサポートの仕方 ・自転車事故における加害者の責任 |
| | | | | 危機管理 | 中：事故発生時の通報と対応 ・道義的責任・民事上の責任・刑事上の責任 ・自転車保険 |
| | | | | | 高：事故発生時の通報と対応 ・道義的責任・民事上の責任・刑事上の責任・行政上の責任 ・自転車保険 |
| 救急施設と救急体制 | 中・高：地域の救急施設や救急体制 ・交通事故が起きたときの応急手当と措置 | | | | |
| 安全な交通社会づくりにおける役割 | 中：幼児・小学生への模範行動 ・自己の行動が他者に与える影響 ・交通事故防止のための学校の役割と自己の関わり方 ・地域の交通安全活動への参加 ・交通社会の一員としての中学生の責任と役割 | | | | |
| | 高：幼児・小学生・中学生への模範行動 ・自己の行動が他者に与える影響 ・交通事故防止のための学校の役割と自己の関わり方 ・地域の交通安全活動への参加 ・交通社会の一員としての高校生の責任と役割 | | | | |
| 交通安全に関する機関や団体の活動 | 中・高：交通安全に関する国・地方公共団体の仕組みと施策 ・地域の関係機関や関係団体の仕組みと活動 | | | | |
| 運転免許制度 | 中・高：運転免許制度の意義・運転免許の種類・内容及び取得年齢 ・運転者の義務と責任と補償 | | | | |

ねらい 「道路利用のきまり事について理解し、安全に登下校できるようにする。」

指導の
ポイント

交通安全に対する知識・理解を深め、交通事故防止についての指導に重点的に取り組む。

目指す
子どもの姿

登下校の時に交通事故にあわないために

- 1 道路横断時には、一度止まって左右の安全を確認します。
- 2 交差点では下がって待ち、青信号でも車が来ないか安全を確認めながら渡ります。
- 3 車やバスの前後を通り抜けて、飛び出しません。
- 4 横に広がって歩きません。
- 5 車に乗るときは、後部座席でも必ずシートベルトをします。

学習の
ポイント

| 危険予測と回避行動 | 交通事故の実態 | 目的地までの安全な通行 | 交通事故への対応 |
|--|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所、行為を認識する。 ・危険を予測し、回避する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者の交通事故の特徴を知る。 ・交通事故の多くが「安全不確認」であることを知る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自分の交通行動(歩行の仕方等)が安全かどうか自己理解する。 ・感情をコントロールする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の状況確認をする。 ・110番、119番通報をする。 ・応急手当を実施する。 |

自助の
ポイント

道路を横断するときの約束

「止まる・見る・待つ」



『止まる』…信号が青に変わった時や青の時、点滅の時も一旦止まる。

『見る』…横から車(自動車・自転車・バイク)が来ていないか、ドライバーの顔まで見る。

『待つ』…車がいなくなるまで待つ。

指導事項

①中学生は小学生の身近なお手本になる。

中学生の登校する姿を小学生は見ている。思春期を迎え、危険と知りつつも、仲間の前ではあえて危険に身をさらしたり、他者を危険にさらしたりすることもあり得るが、その行為の格好悪さを知り、身近なお手本として責任ある行動がとれるように指導する。

②車の安全行動を期待しない。

法律（道路交通法第38条）によって自転車を含む車両は、横断歩行者がいる場合、一時停止し、横断歩行者を優先することとなっているが、運転者のよそ見や死角により、運転者が歩行者に気づかない場合や、歩行者を優先しないで走行してしまう場合もあることから、安易に「車は止まってくれるだろう。」と思い込んで横断してしまう危険に気をつける。また、横断の際には、手を挙げ運転者の顔を見るなど歩行者から積極的に意思表示をすることも大切である。止まってくれた運転手に対しては、横断歩行者がお辞儀をすると、お互い気持ちよく、思いやりのある社会になることもあわせて指導するとよい。

③飛び出しや斜め横断、車の間の通り抜けに注意する。

見通しの悪い路地や細い道から広い道に出る場合、敷地から出る場合でも安全確認をして、自らが飛び出さないことはもちろん、飛び出してくる車にも注意することを指導する。また、目的地に急ぐあまり、斜め横断や車の間の通り抜けが原因で重大な事故に遭うケースについても指導する。

④反射材等を身につける。

秋から冬の日没前後において、制服を着用して帰宅する生徒も多いと考えられるが、制服の色は運転手からは発見しにくい。反射材や反射シール等をかばんや制服・靴に身につけるなどして、発見されやすくなるよう指導する。

平成31年県内における子どもの交通事故死傷者数

| 校種別 状態・年 | | 幼児 | | 小学生 | | 中学生 | | 高校生 | | 合計 | |
|-------------|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-------|
| | | 死亡 | 負傷 | 死亡 | 負傷 | 死亡 | 負傷 | 死亡 | 負傷 | 死亡 | 負傷 |
| 自転車 | 30年 | 0 | 71 | 0 | 216 | 0 | 231 | 0 | 555 | 0 | 1,073 |
| | 31年 | 0 | 50 | 0 | 226 | 0 | 238 | 1 | 492 | 1 | 1,006 |
| | 増減 | - | -21 | - | +10 | - | +7 | +1 | -63 | +1 | -67 |
| 二輪車 | 30年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 2 | 49 | 2 | 54 |
| | 31年 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 50 | 2 | 51 |
| | 増減 | - | - | - | +1 | - | -5 | - | +1 | - | -3 |
| 四輪車 | 30年 | 0 | 242 | 0 | 255 | 0 | 87 | 0 | 109 | 0 | 693 |
| | 31年 | 0 | 224 | 1 | 214 | 0 | 100 | 1 | 106 | 2 | 644 |
| | 増減 | - | -18 | +1 | -41 | - | +13 | +1 | -3 | +2 | -49 |
| 歩行中 その他 | 30年 | 1 | 82 | 2 | 274 | 0 | 64 | 0 | 56 | 3 | 476 |
| | 31年 | 1 | 79 | 1 | 248 | 0 | 47 | 0 | 42 | 2 | 416 |
| | 増減 | - | -3 | -1 | -26 | - | -17 | - | -14 | -1 | -60 |
| 合計 | 30年 | 1 | 395 | 2 | 745 | 0 | 387 | 2 | 769 | 5 | 2,296 |
| | 31年 | 1 | 353 | 2 | 689 | 0 | 385 | 4 | 690 | 7 | 2,117 |
| | 増減 | - | -42 | - | -56 | - | -2 | +2 | -79 | +2 | -179 |

県警統計資料より作成

歩行中の交通事故では、平成31年4月、木更津市内の小学生2名が登校中に、押しボタン信号の横断歩道を青信号で横断中、赤信号を無視した自動車にはねられ、1名が死亡するという大変痛ましい事故が発生した。自転車関連の交通事故では、中学生、高校生と学年が進むにつれ死傷者が増加している。

教科等における安全教育

<正しい知識の習得>

保健体育(保健分野)(2年)

「傷害の防止」

- ・交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因や環境要因などが関わって発生すること。
- ・交通事故などによる傷害の多くは、安全な行動、環境の改善によって防止できること。
- ・応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止することができること。また、心肺蘇生法などを行うこと。

<思考力・判断力・表現力の育成>

- ・傷害を引き起こす様々な危険を予測し、回避する方法を選択すること。
- ・傷害に応じた適切な応急手当について、習得した知識や技能を傷害の状態に合わせて活用して、傷害の悪化を防止する方法を見いだすこと。
- ・傷害の防止について、自他の危険の予測や回避の方法と、それを選択した理由などを、他者と話し合ったり、ノートなどに記述したりして、筋道を立てて伝え合うこと。

日常的な安全教育

「朝の会・帰りの会」等で

<道路での安全な歩行>

- ・相手の行動を予測して、適切な回避行動がとれること。
- ・青信号で交差点を横断するときも車が来ないか確かめながら横断すること。
- ・気持ちの状態(焦り、不快、怒り等)によって危険な行動や安全不確認等が増えることを認識すること。

<繰り返し指導>

<長期休業前の指導>

- ・イヤホンで音楽を聴いたり、スマートフォンを操作しながら歩いたりすることの危険性を理解すること。
- ・明るい色の服装の効果を知ること。



定期的な安全教育

特別活動・学校行事

<交通安全教室>

- ・車両の特性(内輪差、振り出し、自動車・二輪車の停止距離、自動車の死角)を知り、安全な歩行の仕方を確認すること。

<実践に結びつける>

<自分たちにできる交通安全活動>

- ・小さい子どもの前で模範となる交通行動を示し、地域での行動規範を安全なものにしていくこと。
- ・小さな子どもの視点、高齢者の視点、障害者の視点、自動車運転者の視点に立って、お互いに配慮すること。

教科等で学習した基礎知識を基に、日常的な安全教育、定期的な安全教育の場で繰り返し学習していくことで、交通安全に対する理解を深め、安全な行動に結びつける。

ねらい 「自転車の安全な利用と点検・整備の仕方について理解し、交通ルールを守って、安全に乗車できるようになる。」

指導の
ポイント

自転車の点検整備や天候・交通状況に応じた安全な走行、発進時や道路横断時の安全確認が重要である。

ちばサイクルール



このルールは、内閣府の「自転車安全利用五則」をもとに「千葉県自転車条例」の内容を取り入れて制定しました。

自転車に乗る前のルール

1. 自転車保険に入ろう
2. 点検整備をしよう
3. 反射器材をつけよう
4. ヘルメットをかぶろう
5. 飲酒運転はやめよう

自転車に乗るときのルール

1. 車道の左側を走ろう
2. 歩いている人を優先しよう
3. ながら運転はやめよう
4. 交差点では安全確認しよう
5. 夕方からライトをつけよう



学習の
ポイント

「自転車に乗る前のルール」指導すべき項目と内容

| | | | |
|-----------|---|------|----------------------------|
| 自転車保険に入ろう | <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故の加害者になってしまう場合もあるので、万が一に備えて、自転車保険に加入する。小学生でも、交通事故を起こし、保護者に対して高額の損害賠償(9,520万円)の支払いが命じられた事例もある。 ・自転車安全整備店の自転車整備士による点検整備を受けた自転車にはTSマークが貼付されている。このマークには傷害保険と賠償責任保険が付いている。 | | |
| 点検整備をしよう | <p style="text-align: center;">自転車の点検項目 合言葉「ブタはしゃベル」</p> | | |
| | ブ | ブレーキ | 前輪・後輪ともによく効くか。 |
| | タ | タイヤ | 空気は十分に入っているか、溝はあるか。 |
| | は | 反射器材 | 反射器材は付いているか。 |
| | しゃ | ライト | 点灯するか。 |
| | (車体) | サドル | 体に合った高さか。(つま先が地面に着く程度) |
| | | ハンドル | 曲がっていないか。(前輪と直角か。) |
| | | ペダル | 足が滑らないか。 |
| | | チェーン | 緩み過ぎていないか、油が切れて錆びていないか。 |
| | ベル | ベル | ハンドルを握った状態で鳴らせる位置にあるか、鳴るか。 |

| | |
|-------------------|--|
| 反射器材をつけよう | <ul style="list-style-type: none"> ・車体の後部だけでなく、側面にも反射器材を取り付ける。 ・後部の反射器材後ろから接近してくる車に発見されやすくなる。 ・側面の反射器材道路を横断するとき、横から接近してくる車に発見されやすくなる。 |
| ヘルメットをかぶろう | <ul style="list-style-type: none"> ・全ての自転車利用者が自転車に乗るときは、ヘルメットを着用するよう努める。ヘルメットを着用しないと、致死率が着用時の約2.2倍になるといわれている。 ・自転車乗用中に亡くなった方の約6割が頭部損傷である。 |
| 飲酒運転はやめよう | <ul style="list-style-type: none"> ・お酒を飲んだら絶対に運転しない。アルコールが、動作や判断に影響を及ぼし、自分が転倒したり、他の歩行者や車両等とぶつかったりする可能性が高くなる。 |

「自転車に乗るときのルール」指導すべき項目と内容

| | |
|---------------------|--|
| 車道の左側を走ろう | <ul style="list-style-type: none"> ・自転車は車の仲間(軽車両)なので、車道の左側走行が原則。 ・車道を通行するときは、道路の左端に寄って通行する。 |
| 歩いている人を優先しよう | <ul style="list-style-type: none"> ・13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者は標識のない歩道でも自転車で走行可能であるが、歩道は歩行者優先なので、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げないようにする。 ・この標識のある歩道は、自転車も走行可能であるが、車道寄りを、いつでも止まれる速さで走る。 ・横断歩道は自転車で通行可能であるが、歩行者がいる場合は、降車して押して通る。 |
| ながら運転はやめよう | <ul style="list-style-type: none"> ・傘を差しながら、スマートフォンで話しながら、イヤホンで音楽を聴きながら、横に並びながら、二人乗りしながらなど、「ながら運転」はやめる。 |
| 交差点では安全確認しよう | <ul style="list-style-type: none"> ・自転車事故の7割以上が交差点や交差点付近で発生していることから、信号機の有無に関わらず、交差点では一度止まって、左右の安全を確認する。 |
| 夕方からライトをつけよう | <ul style="list-style-type: none"> ・夕暮れ時に交通事故が多発することから、白っぽい服を着たり、自転車の横にも反射器材をつけたりするなど、車を運転する人や歩行者から見えやすくする。 |

指導事項

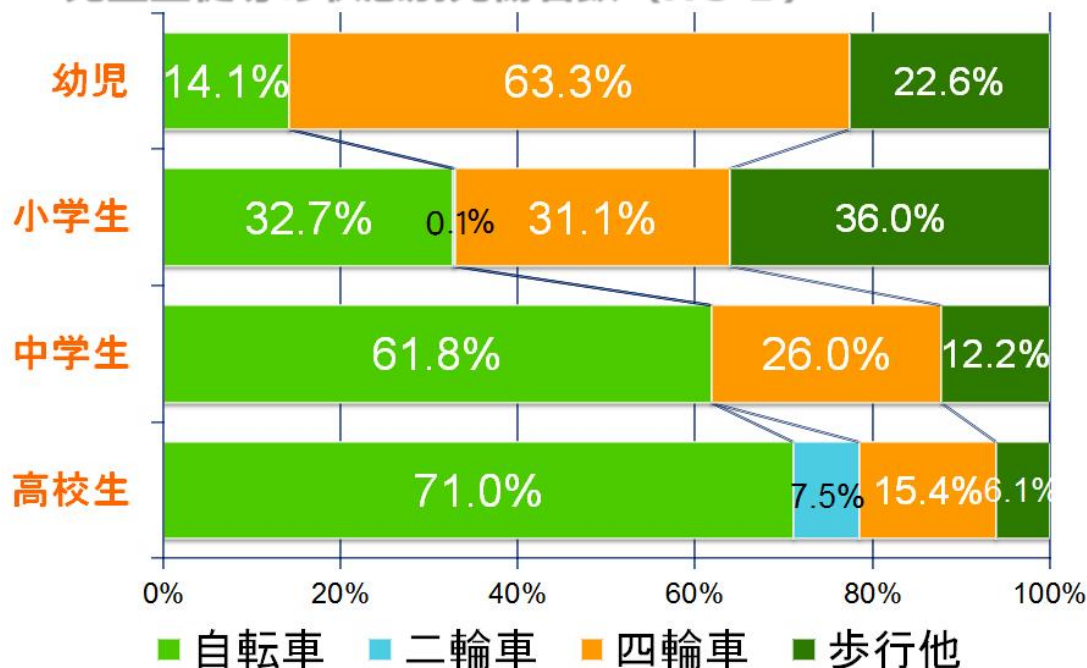
①自転車による交通事故の特徴を理解させる。

登下校時、交差点や交差点付近において、出会い頭の事故が最も多いことを指導する。特に中学1年生は、初めての自転車通学や行動範囲の拡大により、自転車による交通事故の死傷者数が小学校6年生の約2倍となることも合わせて指導する。また、登下校時間帯で急ぐあまり、安全不確認による事故被害やブレーキ操作の遅れによる歩行者への追突など、加害者になり得る場合もあるので自転車保険の加入を推奨するとともに、ゆとりをもって行動するよう指導する。

②自転車運転中はヘルメットの着用を習慣化させる。

ヘルメットの着用が学校の規則等で決まっているのは、自分の命は自分で守るため、転倒してもヘルメットを着用していれば、助かる可能性が大きくなることを指導する。

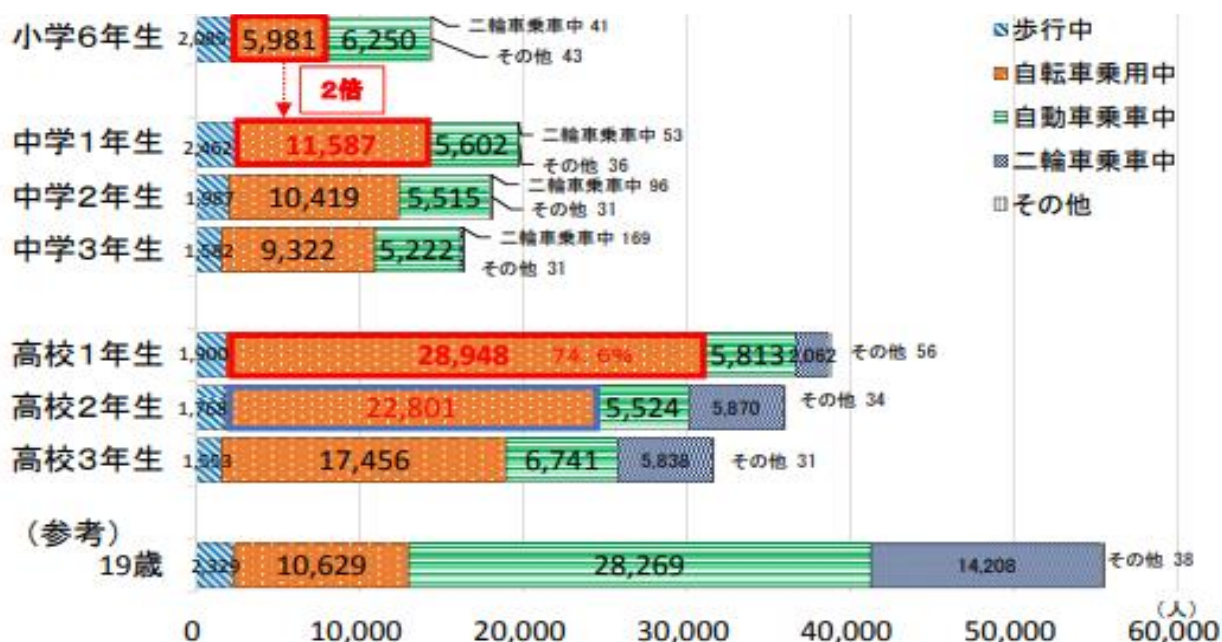
児童生徒等の状態別死傷者数（H31）



県警統計資料より作成

状態別死傷者数では、幼児は圧倒的に自動車同乗中が多く、小学生は自転車乗車中、歩行中、自動車同乗中が約3分の1ずつの割合であるが、中高生では自転車乗車中が多く、中学生で約6割、高校生で約7割となっている。中学校・高校においては、自転車の安全利用について指導を強化していくことが重要である。

中学生・高校生学年別の状態別死傷者数（H25～H29 合計）



「児童生徒の交通事故について」警察庁：H30.3.22より

学年別の状態別死傷者数では、中学1年生及び高校1年生における死傷者数が前学年より多く発生している。進学して間もなく、大きく環境が変わったことが要因として考えられることから、学校は入学時から丁寧な指導を進めていく必要がある。

教科等における安全教育

＜正しい知識の習得＞

保健体育(保健分野)(2年)

「傷害の防止」

- ・交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因や環境要因などが関わって発生すること
- ・交通事故などによる傷害の多くは、安全な行動、環境の改善によって防止できること。
- ・応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止することができること。また、心肺蘇生法などを行うこと。

＜思考力・判断力・表現力の育成＞

- ・傷害を引き起こす様々な危険を予測し、回避する方法を選択すること。
- ・傷害に応じた適切な応急手当について、習得した知識や技能を傷害の状態に合わせて活用して、傷害の悪化を防止する方法を見いだすこと。
- ・傷害の防止について、自他の危険の予測や回避の方法と、それを選択した理由などを、他者と話し合ったり、ノートなどに記述したりして、筋道を立てて伝え合うこと。

日常的な安全教育

「朝の会・帰りの会」等で

＜自転車の安全＞

- ・万が一に備えて、自転車保険に加入すること
- ・自転車の点検(「ブタはしゃべル」)を定期的に行うこと
- ・車体後部だけでなく、側面にも反射器材をつけること
- ・交通事故による頭部の損傷を防ぐために、ヘルメットを被ること
(自転車乗車中の死亡事故の原因の約6割が頭部損傷である)

＜繰り返し指導＞

＜自転車の乗り方＞

- ・自転車は車の仲間(軽車両)なので、車道の左側を走ること
- ・歩道を通行するときは、歩行者を優先すること
- ・ながら運転はやめること
- ・信号機の有無に限らず、交差点では安全確認してから通行し、飛び出しをしないこと
- ・暗くなる前に、ライトを点灯すること
- ・自転車を駐輪する際には、点字ブロックの上には駐輪しないこと

- ・「安全な通学を考える～加害者にもならない～」文科省作成DVD(文科省HPからダウンロード可)を使いながら、起こりうる危険を予測し、それを回避する行動を考えさせる。

定期的な安全教育

特別活動・学校行事

＜交通安全教室＞

- ・外部講師やスタントマンによる自転車交通事故の実演(スクエアード・ストレート)等を活用し、ちばサイクルルールを徹底する。
- ・車両の特性(内輪差、自動車・二輪車の停止距離、自動車の死角)を知り、安全な乗車の仕方を確認すること。

＜実践に結びつける＞

＜長期休業前の指導＞

- ・イヤホンで音楽を聴いたり、スマートフォンを操作したりしながら等の「ながら運転」の危険性を理解すること。
- ・明るい色の服装やヘルメット着用の効果を知ること。

教科等で学習した基礎知識を基に、日常的な安全教育、定期的な安全教育の場で繰り返し学習していくことで、交通安全に対する理解を深め、安全な行動に結びつける。

ねらい 「道路利用のきまり事について理解し、安全に登下校できるようにする。」

指導の
ポイント

交通安全に対する知識・理解を深め、交通事故防止についての指導に重点的に取り組む。

登下校の時に交通事故にあわないために

目指す
子どもの姿

1. 道路横断時には、一度止まって左右の安全を確認します。
2. 交差点では下がって待ち、青信号でも車が来ないか安全を確かめながら渡ります。
3. 車やバスの前後を通り抜けて、飛び出しません。
4. 横に広がって歩きません。
5. 車に乗るときは、後部座席でも必ずシートベルトをします。
6. 「歩きスマホ」「ながらスマホ」はしません。

学習の
ポイント

| 危険予測と回避行動 | 交通事故の実態 | 目的地までの安全な通行 | 地域の交通安全への貢献 | 交通事故への対応 |
|--|---|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所、行為を認識する。 ・危険を予測し、回避する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者の交通事故の特徴を知る。 ・交通事故の多くが「安全不確認」であることを知る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自分の交通行動（歩行の仕方等）が安全かどうか自己理解する。 ・感情をコントロールする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・小さい子どもの手本になる交通行動をとる。 ・他者の視点を知り、気遣いの大切さを知る。 ・安全のために自分にできることを考え実践する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の状況確認をする。 ・110番、119番通報をする。 ・応急手当を実施する。 |

道路を横断するときの約束

自助の
ポイント

「止まる・見る・待つ」



『止まる』…信号が青に変わった時や青の時、点滅の時も一旦止まる。

『見る』…横から車(自動車・自転車・バイク)が来ていないか、ドライバーの顔まで見る。

『待つ』…車がいなくなるまで待つ。

指導事項

①高校生が地域の模範となる。

高校生の登校する姿は小さな子どもたちも含め、地域の方から見られている。公共の場におけるルールやマナーを守り、模範となることが大切である。また、地域の中で子どもと大人をつなぐ社会の一員としての意識をもたせる指導（ボランティア活動、社会貢献活動等）も必要となる。

②周囲の状況を把握する。

イヤホンをして、周囲の音が聞こえない程の音量で音楽を聴くことやスマホを操作しながら歩く行為は、周囲の状況を遮断することになり、大変危険である。ふと気が付いたら、車道に出ていたり、車や列車と接触したりする危険性も増すことから、どんな時では、周囲の状況を把握しながら歩行するよう指導をする。

③歩道の歩き方、飛び出しや斜め横断、車の間の通り抜けに注意する。

友達との会話が弾み、道いっぱい広がって歩行することは、他の歩行者等の妨げになり、トラブルの原因となる。また、目的地に急ぐあまり、飛び出しや斜め横断、車の間の通り抜けが原因で重大な事故に遭うケースについても指導する。

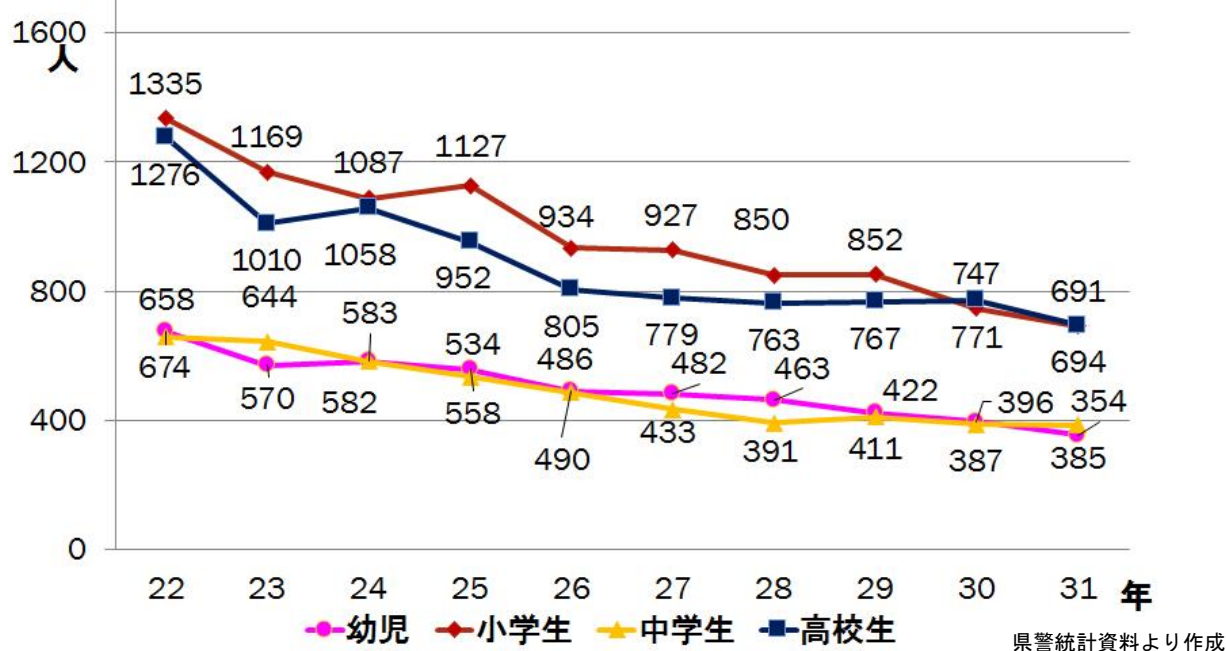
④反射材等を身につける。

秋から冬の日没前後において、制服を着用して帰宅する生徒も多いと考えられるが、制服の色は運転手からは発見しにくい。そこで、反射材や反射シール等をかばんや制服・靴に身につけるなどの注意喚起を行う。

⑤自動車同乗中はシートベルトを着用する。

保護者等の車に同乗中で事故に遭うケースが増加している。「すぐに着くから」と思っても、助手席はもちろんのこと、後部座席であってもシートベルトを着用するよう指導する。

過去10年間の県内における交通事故死傷者数



交通事故による死傷者数は年々減ってきてはいるが、年間で約2,000名の児童生徒が交通事故に
あっている。全ての学校で繰り返し交通安全教育を進めていくことが重要である。

教科等における安全教育

<正しい知識の習得>

保健体育(保健分野)(1年または2年)

「安全な社会生活」

- ・交通事故を防止するには、車両の特性の理解、安全な運転や歩行など適切な行動、自他の生命を尊重する態度、交通環境の整備が関わること。交通事故には補償をはじめとした責任が生じること。

<思考力・判断力・表現力の育成>

- ・適切な応急手当は、傷害や疾病の悪化を軽減できること。応急手当には、正しい手順や方法があること。また、応急手当は、傷害や疾病によって身体が時間の経過とともに損なわれていく場合があることから、速やかに行う必要があること。心肺蘇生法などの応急手当を適切に行うこと。

- ・交通安全について、習得した知識を基に、事故につながる危険を予測し回避するための自他や社会の取組を評価すること。
- ・応急手当について、習得した知識や技能を事故や災害で生じる傷害や疾病に関連付けて、悪化防止のための適切な方法に応用すること。

日常的な安全教育

「朝の会・帰りの会」等で

<繰り返し指導>

<道路や公共交通機関の利用時>

- ・相手の行動を予測して、適切な回避行動がとれること。
- ・自分の交通行動(歩行)が安全かどうか自己理解すること。
- ・気持ちの状態(焦り、不快、怒り等)によって危険な行動や安全不確認等が増えることを認識すること。

- ・交通機関利用時のマナー(迷惑行為、危険行為)、駅ホームでの安全(転落、他の乗客との接触など)を考えて適切に利用できること。
- ・高齢者・障害者等、困っている方への配慮やサポートができること。
- ・イヤホンで音楽を聴いたり、スマートフォンを操作しながら歩いたりすることの危険性を理解すること。
- ・明るい色の服装の効果を知ること。

定期的な安全教育

特別活動・学校行事

<実践に結びつける>

<交通安全教室>

- ・外部講師やスタントマンによる自転車交通事故の実演(スクエアード・ストレート)等を活用し、ちばサイクルルールを徹底する。
- ・車両の特性(内輪差、自動車・二輪車の停止距離、自動車の死角)を知り、安全な乗車の仕方を確認すること。

<自分たちにできる交通安全活動>

- ・地域の交通安全運動に参加し、下級生に対する指導的な立場を経験すること。
- ・小さな子どもの視点、高齢者の視点、障害者の視点、自動車運転者の視点に立って、お互いに配慮すること。

教科等で学習した基礎知識を基に、日常的な安全教育、定期的な安全教育の場で繰り返し学習していくことで、交通安全に対する理解を深め、安全な行動に結びつける。

ねらい 「自転車の安全な利用と点検・整備の仕方について理解し、交通ルールを守って、安全に乗車できるようになる。」

指導の
ポイント

自転車の点検整備や天候・交通状況に応じた安全な走行、発進時や道路横断時の安全確認が重要である。

ちばサイクルール



このルールは、内閣府の「自転車安全利用五則」をもとに「千葉県自転車条例」の内容を取り入れて制定しました。

自転車に乗る前のルール

1. 自転車保険に入ろう
2. 点検整備をしよう
3. 反射器材をつけよう
4. ヘルメットをかぶろう
5. 飲酒運転はやめよう

自転車に乗るときのルール

1. 車道の左側を走ろう
2. 歩いている人を優先しよう
3. ながら運転はやめよう
4. 交差点では安全確認しよう
5. 夕方からライトをつけよう


学習の
ポイント

「自転車に乗る前のルール」指導すべき項目と内容

| | | | |
|-----------|--|------|----------------------------|
| 自転車保険に入ろう | <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故の加害者になってしまう場合もあるので、万が一に備えて、自転車保険に加入する。小学生でも、交通事故を起こし、保護者に対して高額の損害賠償(9,520万円)の支払いが命じられた事例もある。 ・自転車安全整備店の自転車整備士による点検整備を受けた自転車にはTSマークが貼付されている。このマークには傷害保険と賠償責任保険が付いている。 ・交通事故を防ぐために、自転車の点検・整備を定期的に行う。 | | |
| 点検整備をしよう | <p>自転車の点検項目 合言葉「ブタはしゃベル」</p> | | |
| | ブ | ブレーキ | 前輪・後輪ともによく効くか。 |
| | タ | タイヤ | 空気は十分に入っているか、溝はあるか。 |
| | は | 反射器材 | 反射器材は付いているか。 |
| | しゃ | ライト | 点灯するか。 |
| | (車体) | サドル | 体に合った高さか。(つま先が地面に着く程度) |
| | | ハンドル | 曲がっていないか。(前輪と直角か。) |
| | | ペダル | 足が滑らないか。 |
| | | チェーン | 緩み過ぎていないか、油が切れて錆びていないか。 |
| | ベル | ベル | ハンドルを握った状態で鳴らせる位置にあるか、鳴るか。 |

| | |
|-------------------|---|
| 反射器材をつけよう | <ul style="list-style-type: none"> 車体の後部だけでなく、側面にも反射器材を取り付ける。 後部の反射器材 後ろから接近してくる車に発見されやすくなる。 側面の反射器材 道路を横断するとき、横から接近してくる車に発見されやすくなる。 |
| ヘルメットをかぶろう | <ul style="list-style-type: none"> 全ての自転車利用者が自転車に乗るときは、ヘルメットを着用するよう努める。ヘルメットを着用しないと、致死率が着用時の約2.2倍になるといわれている。 自転車乗用中に亡くなった方の約6割が頭部損傷である。 |
| 飲酒運転はやめよう | <ul style="list-style-type: none"> お酒を飲んだら絶対に運転しない。アルコールが、動作や判断に影響を及ぼし、自分が転倒したり、他の歩行者や車両等とぶつかったりする可能性が高くなる。 |

「自転車に乗るときのルール」指導すべき項目と内容

| | |
|---------------------|---|
| 車道の左側を走ろう | <ul style="list-style-type: none"> 自転車は車の仲間(軽車両)なので、車道の左側走行が原則。 車道を通行するときは、道路の左端に寄って通行する。 |
| 歩いている人を優先しよう | <ul style="list-style-type: none"> 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者は標識のない歩道でも自転車で走行可能であるが、歩道は歩行者優先なので、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げないようにする。 この標識のある歩道は、自転車も走行可能であるが、車道寄りを、いつでも止まれる速さで走る。 横断歩道は自転車で通行可能であるが、歩行者がいる場合は、降車して押して通る。 |
| ながら運転はやめよう | <ul style="list-style-type: none"> 傘を差しながら、スマートフォンで話しながら、イヤホンで音楽を聴きながら、横に並びながら、二人乗りしながらなど、「ながら運転」はやめる。 |
| 交差点では安全確認しよう | <ul style="list-style-type: none"> 自転車事故の7割以上が交差点や交差点付近で発生していることから、信号機の有無に関わらず、交差点では一度止まって、左右の安全を確認する。  |
| 夕方からライトをつけよう | <ul style="list-style-type: none"> 夕暮れ時に交通事故が多発することから、白っぽい服を着たり、自転車の横にも反射器材をつけたりするなど、車を運転する人や歩行者から見えやすくする。 |

指導事項

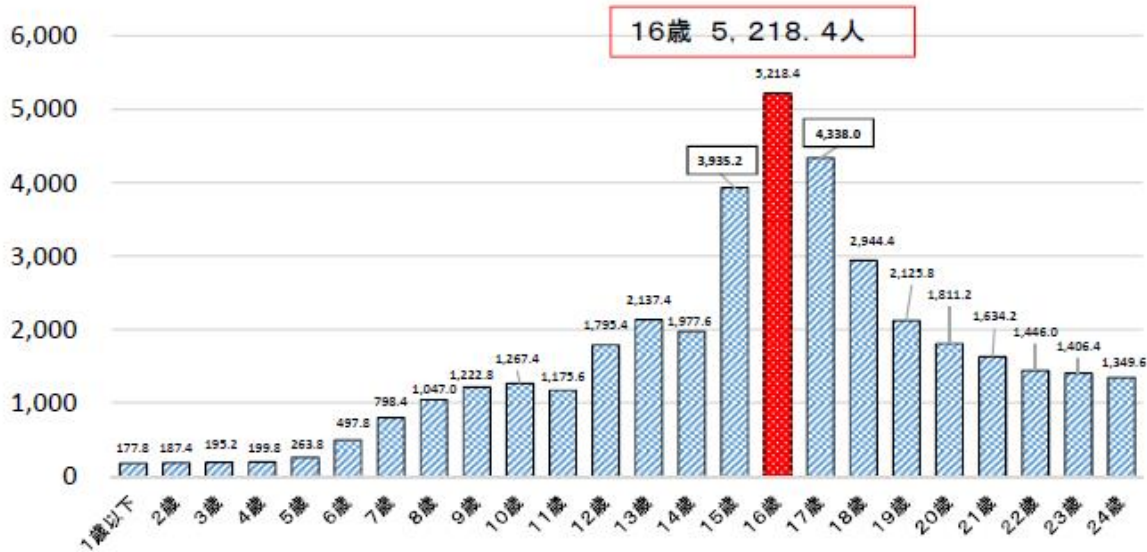
① 自転車による交通事故の特徴を理解させる。

登下校時、交差点や交差点付近において、出会い頭の事故が最も多いことを指導する。特に高校1年生は、自転車による交通事故の死傷者数が中学校3年生の約3倍と急増することも合わせて指導する。また、登下校時間帯で急ぐあまり、安全不確認による事故被害やブレーキ操作の遅れによる歩行者への追突など、加害者になり得る場合もあるので自転車保険の加入を推奨するとともに、ゆとりをもって行動するよう指導する。

② 「ちばサイクルール」の遵守を徹底する。

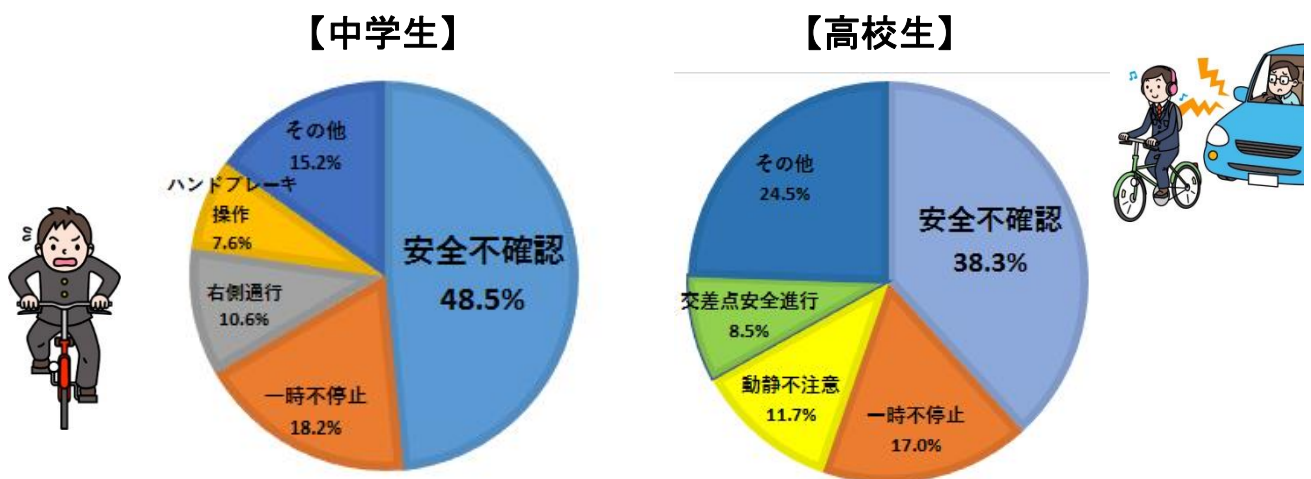
「車道の逆走」、「並進」、イヤホンで音楽を聴きながら等の「ながら運転」等の禁止事項を理解させるとともに、信号や一時停止線での一旦停止・左右の安全確認等、通学時だけでなく、どんな時も交通ルールを遵守させる。

自転車乗用中の死傷者数（24歳以下） 5年間（H25～H29）の平均



「児童・生徒の交通事故」警察庁：H30.3.22より

自転車運転中における原因別交通事故発生状況（H31）



県警統計資料より作成

自転車関連の事故の特徴

『高校生の事故が最も多く、朝の登校時に多い』

- 死亡・重傷事故は減少傾向
- 対自動車事故が全体の約8割で、うち約6割が出会い頭
- 児童・生徒では、高校生の事故が最も多く、朝の登校時に多い
- 対歩行者事故は自転車側の4割弱が10代、歩行者側の約6割が高齢者
- ヘルメット着用者率は中学生で約4割、高校生・全体では1割未満
- 死亡・重傷事故において自転車を運転していた児童・生徒の約8割に法令違反あり

「自転車関連事故に係る分析」警察庁：H31.4.25より

悪質・危険な運転による交通の危険を防止するために

自転車運転者講習制度

平成 27 年 6 月 1 日に施行された改正道交法により、交通ルールを無視した 14 の危険行為（信号無視・道路の逆走・歩行者の通行妨害・ながら運転等）を 3 年以内に 2 回以上繰り返すと自転車運転者講習を受けなければならなくなりました。対象は 14 歳以上の自転車運転者ですので、中高生も講習の対象となります。

【講習手数料：6,000 円、講習時間：3 時間、受講命令に従わなかった場合：5 万円以下の罰金】

ケガをさせてしまうだけでなく、最悪の場合には命を奪ってしまうことも

自転車事故で問われる責任

自転車事故を起こす（加害者になる）と中高生であってもさまざまな責任を問われます。事故によって重度の障害が残ったり、相手の命を奪ってしまったりした場合など、被害者やその遺族は辛い環境に置かれることになってしまいます。事故の加害者、被害者にならないように、日頃から交通ルールを守り、安全運転を心掛けましょう。

9,266 万円

〈未成年者本人に賠償金の支払を命じた裁判例〉

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員（24 歳）と衝突。男性会社員に重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。（東京地方裁判所、平成 20 年 6 月 5 日判決）

加害者でも、被害者でも事故にあったら負傷者の救護と警察に連絡を

事故時の正しい対応

- ①けが人の救護 けが人がいる場合、119 番に通報し、救急車を呼ぶこと
- ②安全の確保 歩道など安全な場所に自転車を移動させるなど、二次災害を防止すること
- ③警察への連絡 110 番に通報し、警察に連絡すること。保護者・学校への連絡も忘れずに！
- ④相手の連絡先の確認 事故の相手の名前、住所などの連絡先を確認すること
※相手に「大丈夫？」と尋ねられた時、あなたが「大丈夫です」と応えるとそのまま逃げられてしまう可能性があるので注意！ひき逃げです！
- ⑤自転車保険に加入している場合は保険会社に連絡